

届出書の取扱い (資料2 13 および 19 関連)

- ・ 指定介護予防支援事業者が担当できる場合
- ・ 地域包括支援センターからの委託により担当する場合
- ・ 地域包括支援センターが担当する場合
- ・ 地域包括支援センターからの委託により指定介護予防支援事業者が担当する場合

拡大 指定介護予防支援事業者が担当できる場合（届出書の取扱い） R6.8.14

総合事業...訪問型サービス、通所型サービス

介護予防サービス（予防給付）...訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与等

利用者	利用するサービス		提出する届出書	担当するケアマネジャーの所属	報酬請求事務	
	総合事業	介護予防サービス				
要支援1 要支援2	利用なし	利用あり	介護予防サービス計画作成依頼届出書 記載例(A) 介護予防支援事業者が介護システム係に提出	指定介護予防支援事業者	指定介護予防支援事業者	介護予防支援 (サービスコード46) 472単位 5,380円
	利用あり	利用あり				

指定介護予防支援事業者が担当した場合でも、下記の事由に該当した場合は、指定介護予防支援事業者は、直接担当できません。

地域包括支援センターからの委託により担当します。

- (1) 介護予防サービスの「利用なし」
- (2) 要介護・要支援認定の申請の結果、非該当になった（＝事業対象者になる）
- (3) 要介護・要支援認定の更新申請をせず、事業対象者になる



再度、担当できる場合に該当した場合は、記載例(A)の提出が必要です。

委託 地域包括支援センターからの委託により担当する場合（届出書の取扱い） R6.8.14

(1) 介護予防サービスの「**利用なし**」

総合事業...訪問型サービス、通所型サービス

介護予防サービス（予防給付）...訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与等

利用者	利用するサービス		提出する届出書	担当するケアマネジャーの所属	報酬請求事務			
	総合事業	介護予防サービス						
要支援1 要支援2	利用あり	利用なし	介護予防ケアマネジメント依頼届出書 記載例(F) 地域包括支援センターが介護システム係に提出	委託により担当する指定居宅介護支援事業所	<p style="text-align: center;">介護予防ケアマネジメント費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域包括支援センター 442 単位の 1 割 (504 円)</td> <td style="width: 50%;">委託により担当する指定居宅介護支援事業所 442 単位の 9 割 (4,534 円)</td> </tr> </table>		地域包括支援センター 442 単位の 1 割 (504 円)	委託により担当する指定居宅介護支援事業所 442 単位の 9 割 (4,534 円)
地域包括支援センター 442 単位の 1 割 (504 円)	委託により担当する指定居宅介護支援事業所 442 単位の 9 割 (4,534 円)							

利用者の認定区分は要支援ではあるが、報酬請求の区分は介護予防ケアマネジメント費となる。

介護予防ケアマネジメント費.....地域包括支援センターが報酬請求事務を行う。

サービスコード AF が公表されても、指定介護予防支援事業者から東京都国保連に直接請求できない。

委託 地域包括支援センターからの委託により担当する場合（届出書の取扱い） R6.8.7

（２）要介護・要支援認定の申請の結果、**非該当**になった（**=事業対象者になる場合**）

（３）要介護・要支援認定の更新申請をせず、**事業対象者**になる

総合事業...訪問型サービス、通所型サービス

介護予防サービス（予防給付）...訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与等

利用者	利用するサービス		提出する届出書	担当するケアマネジャーの所属	報酬請求事務	
	総合事業	介護予防サービス				
事業対象者	利用あり	利用できません	<p>地域包括支援センターが地域包括ケアシステム（アテンド）に入力</p> <p>基本チェックリスト 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 記載例（C）</p> <p>○委託事業者の変更は、地域包括ケアシステム（アテンド）の介護予防受付情報のみ変更。</p>	委託により担当する指定居宅介護支援事業所	<p>介護予防ケアマネジメント費</p> <p>地域包括支援センター 442 単位の 1 割 (504 円)</p>	<p>委託により担当する指定居宅介護支援事業所 442 単位の 9 割 (4,534 円)</p>

介護予防ケアマネジメント費.....地域包括支援センターが報酬請求事務を行う。

サービスコード AF が公表されても、指定介護予防支援事業者から東京都国保連に直接請求できない。

包括 地域包括支援センターが担当する場合（届出書の取扱い）^{R6.8.8}

総合事業...訪問型サービス、通所型サービス

介護予防サービス...訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与等

地域包括支援センターが要支援者を直接担当する場合 記載例（D）

利用者	利用するサービス		提出する届出書	担当する ケアマネ ジャーの 所属	報酬請求事務
	総合事業	介護予防 サービス			
要支援1 要支援2	利用あり	利用あり	介護予防サービス計画作成依頼届出書 記載例（D） 介護システム係に提出 介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の変更の場合は届出不要	地域包括 支援セン ター	介護予防支援（サービスコード46） 442単位
	利用あり	利用なし			介護予防ケアマネジメント費 【R7.5月実績からサービスコードAFを使用し、 とりまとめ不要】 309単位（3,522円）

地域包括支援センターが事業対象者を直接担当する場合 記載例（E）

事業対象者	利用あり	利用でき ません	地域包括ケアシステム（アテンド）に入力 基本チェックリスト 介護予防ケアマネジメント依頼届出書 記載例（E）	地域包括 支援セン ター	地域包括 支援セン ター	介護予防ケアマネジメント費 地域包括支援センター 介護予防係でとりまとめ 【R7.5月実績からサービスコードAFを使用し、 とりまとめ不要】 309単位（3,522円）
-------	------	-------------	---	--------------------	--------------------	--

従前・委託 地域包括支援センターからの委託により指定居宅介護支援事業者が担当する場合（届出書の取扱い） R6.8.7(2)

介護予防支援費.....地域包括支援センターが報酬請求事務を行う。指定介護予防支援事業者から東京都国保連合会に直接請求できない。

介護予防ケアマネジメント費.....地域包括支援センターが報酬請求事務を行う。サービスコード AF が公表された後も指定介護予防支援事業者から東京都国保連に直接請求できない。

地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業者が担当する場合 記載例（B）または（C）

- 地域包括支援センターに変更がなく、委託により担当する指定居宅介護支援事業者が変更になる場合は、地域包括ケアシステム（アテンド）の介護予防受付情報のみ変更する。

利用者	利用するサービス		提出する届出書	担当するケアマネジャーの所属	報酬請求事務	
	総合事業	介護予防サービス				
要支援1 要支援2	利用あり	利用あり	介護予防サービス計画作成依頼届出書 記載例（B）	委託により担当する指定居宅介護支援事業者	地域包括支援センター	介護予防支援（サービスコード46） ・地域包括支援センター 504円 ・委託により担当する指定居宅介護支援事業者 4,534円
	利用あり	利用なし	介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の変更の場合には届出不要			介護予防ケアマネジメント費 地域包括支援センター 介護予防係でとりまとめ 【R7.5月実績からサービスコードAFを使用し、とりまとめ不要】 ・地域包括支援センター 442単位の1割（504円） ・委託により担当する指定居宅介護支援事業者 442単位の9割（4,534円）
事業対象者	利用あり	利用できません	地域包括支援センターが地域包括ケアシステム（アテンド）に入力 基本チェックリスト 介護予防ケアマネジメント 依頼届出書 記載例（C）			